

# 目 次

**「Ctrl」キーを押しながら目次欄(下線部分)をクリックすると、  
該当ページまで移動します。**

<a href="#">出席議員</a> .....	2
<a href="#">第 1 会議録署名議員の指名</a> .....	4
第 2 一般質問	
<a href="#">及 川 智 善 議員</a> .....	4
1 文化複合施設整備方針転換について	
2 発達障害者施策について	
<a href="#">西 澤 文 久 議員</a> .....	21
1 公共交通対策について	
2 ごみ捨て・犬猫ふん対策について	
<a href="#">第 3 委員会の閉会中の継続調査の件</a> .....	27

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS 第1水準漢字」を使用しています。

このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場合があります。

出席議員（18名）

1番	鈴木晴子	君	2番	西澤文久	君
3番	後藤哲	君	4番	小淵洋一郎	君
5番	安田知己	君	6番	木村範雄	君
7番	土村秀俊	君	8番	吉岡伸二郎	君
9番	高久時男	君	10番	鈴木忠美	君
11番	吉田裕哉	君	12番	永野涉	君
13番	及川智善	君	14番	遠藤紀子	君
15番	渡辺幹雄	君	16番	郷右近隆夫	君
17番	羽川喜富	君	18番	櫻井正人	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	鈴木勝雄	君
副町長	伊藤三男	君
総務課長	堀越秀一	君
政務課長	折笠浩幸	君
財務課長	小山田春彦	君
税務課長	高橋徳光	君
収納対策室長	石川洋志	君
町民課長	庄司幾子	君
生活安全課長	村田政文	君
保健福祉課長	菅井百合子	君
子ども支援課長	櫻井やえ子	君
都市整備課長	櫻井昭彦	君
産業振興課長 兼農業委員会事務局長	伊藤智	君

平成27年9月定例会会議録（10月9日金曜日分）

上下水道課長	阿部義弘君
震災復興推進室長	大友義一君
生涯学習課長	高橋三喜夫君
会計管理者兼会計室長	大友政一君
教 育 長	本明陽一君
教 育 次 長	松尾隆治君
教育総務課長	小幡純一君
代表監査委員	宮城正義君
監査委員事務局長兼 選挙管理委員会事務局長	鈴木正敏君

---

事務局職員出席者

事務局 長	阿部善男君
主任 主 査	櫻井 涉君
主 事	佐藤真智君

---

議 事 日 程 （第5日）

平成27年10月9日（金曜日） 午前10時 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 一般質問
- 第 3 委員会の閉会中の継続調査の件

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（櫻井正人君） おはようございます。

ただいまから、平成27年9月利府町議会定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名です。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井正人君） **日程第1、会議録署名議員の指名**を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、11番吉田裕哉君、12番永野 渉君を指名します。

なお、本日の日程については、お配りしてあります議事日程の順に進めてまいりますので、御了承願います。

暑い方は、上着を脱ぐことを許可します。

---

日程第2 一般質問

○議長（櫻井正人君） 日程第2、一般質問を続行します。

通告順に発言を許します。

初めに、**13番 及川智善君の一般質問**の発言を許します。及川智善君。

〔13番 及川智善君 登壇〕

○13番（及川智善君） 13番 及川智善でございます。

今回は大きく2点について事前通告していますので、誠意ある答弁をお願い申し上げます。それでは、読み上げます。

1、文化複合施設整備方針転換について。

7月29日の全員協議会で文化複合施設建設の今後の整備方針について、概要説明がありました。視点を变えて、町長の考えを伺う。

（1）本年度基本設計、測量、道路設計等のため約1億2,000万円の予算化をしているが、これに基づき、契約を締結しているのか伺う。

また、分割整備に伴う支出額に変更あるのかについても伺う。

（2）分割整備に伴う事業費は、用地取得を含めて1期約40億円と見積もっているが、今後

の起債等、財源内訳に変更はないのか伺う。

また、基本設計による1期事業費の精査の終了時期と、提示説明できる時期、要領を伺う。

なお、1期、2期施設整備と周辺道路整備に伴い、建設費、人件費の高騰が予想される中で、概算総額はどのように見積もるのか伺う。

（3）工事の分割発注で割高になると思うが、全体計画を検討する予定はあるのか伺う。

なお、全員協議会で配付された資料には、1期小ホール席数が400席、整備計画では300席となっている。変更された理由を伺います。

（4）施設基本構想、基本計画によれば、6,000万円から7,500万円、1年間となっていますが、分割整備に伴い維持管理費額に変化はあるのか伺います。

（5）町予算の依存財源は平成25年度39%から本年度45%に悪化し、本事業に伴う財政支出（公債費比率及び公債費負担比率）の悪化も懸念される。また、道路整備等に対し、交付金を当てにするのは財政健全上、不安定であると。このため、財政健全化の具体策と公債費返済の計画を伺う。

大きい2番、発達障害者施策について。

発達障害によりコミュニケーション能力に困難を抱えて、日常生活に支障を来している方がお子さんのみならず成人にも一定の割合で見受けられます。さまざまな困難や支援ニーズを把握するため、以下の方策及び措置が必要であると考えられます。

（1）相談支援センターは法律により、宮城県に1カ所、仙台政令都市に2カ所設置されている。相談支援センターは混雑が常態化し、相談にたどり着くまでに時間を要し、機会を失することも多い。二市三町の広域において共同相談窓口設置を検討してはどうか伺います。

（2）発達障害者の診断を要する方、または疑いがある方に対する各専門家を招へいしての講習会や意見交換を行う交流会等を計画してはどうか伺います。

（3）発達障害に対する地域における生活支援、家族に対する支援の具体策を伺います。

（4）発達障害者の指導支援のため、関係機関や、民間団体との連携の具体策を伺います。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） ただいまの質問について、当局、答弁願います。

1、文化複合施設整備方針転換について、2、発達障害者施策について、いずれも町長。

○町長（鈴木勝雄君） 13番 及川智善議員の御質問にお答えを申し上げます。

第1点目の文化複合施設整備方針転換についてでございますが、（1）の今年度の予算に基

づく委託契約の締結状況、あるいは分割整備に伴う支出額の変更についてでございますが、現時点での委託業務の契約については、交付金の活用を図るために、4月に都市再生整備計画等策定業務についての委託契約を締結しております。今後、都市再生整備計画の策定状況に合わせまして、基本設計や用地買収に伴う事業認定申請図書の作成業務等についても発注する予定にしております。

また、分割整備に伴う支出額の変更についてでございますが、基本設計等は段階的な整備における第1期計画や、第2期計画に合わせた全体計画での発注を予定しているために、当初予定していた事業費に変更はございません。

(2)の分割整備による今後の起債等財源内訳の変更についてでございますが、第1期計画につきましては、7月29日の議員全員協議会で御説明した内容で計画を進めていることから、現在のところ都市再生整備計画による交付金、あるいは一般財源、起債等については変更はございません。

次に、第1期計画の事業費精査の終了時期、あるいは説明できる時期については、基本設計の策定が完了いたします平成28年度後半を予定いたしております。

なお、概算総額の見積もり方法につきましては、基本設計を策定していく中で、建物の構造や配置、基本的なレイアウト、備えるべき機能等を取りまとめることとしております。それを踏まえまして、算出していきたいと思っております。

あわせまして、建築費のコスト縮減を実現するための具体的な施設整備の提案についても、基本設計の条件として提示をいたしまして、検討を図ってまいりたいと考えております。

(3)の小ホールの席数の変更理由についてでございますが、安田議員にも御答弁申し上げましたが、地域住民相互の交流の場として多目的ホールとして利用するために、席数を100席ほどふやして400席程度とすることといたしております。

また、全体計画の検討予定でございますが、高久議員にも御答弁申し上げましたが、これまで多くの町民の方々が長い時間をかけて基本構想を練り上げてきております。また、都市再生整備計画における交付金のほかに、県産の木材を活用することによる交付金制度等、最大限に補助金等の活用を図るために、国や県と協議を進めておりますので、計画どおりに進めてまいりたいと考えております。

(4)の分割整備に伴う維持管理費等についてでございますが、施設の光熱水費等の維持管理費につきましては、御質問のとおり、文化複合施設基本構想、基本計画において、年間おお

むね6,000万円から7,500万円を想定しております。施設規模につきましては、当初全体面積として約7,800平方メートルを予定しておりましたが、第1期計画につきましては、施設面積を約4,900平方メートルとして整備を行うこととしております。そのため、維持管理費については、当然ながら減少するものと考えており、近隣施設の維持管理費等を参考に算出した場合に、年間おおむね4,000万円程度になるものと想定しております。

なお、今後、基本設計業務等により、施設計画を検討していく中で、循環に配慮した省エネルギーの方策や、自然エネルギーの有効活用の方策等、維持管理費のコスト縮減を実現するための具体的な施設整備について、検討を図ってまいりたいと考えております。

（5）の財政健全化の具体策と公債費返済の計画についてであります。本町の財政健全化に向けた取り組みといたしまして、利府町行政改革大綱に基づきまして、財政基盤強化や効率的、効果的な町政経営に向けた取り組みを推進しているところであります。当然のように、自主財源を増加させ、財政運営の自主性や安定性、さらに向上させることが必要と考えておりますので、自主財源の根幹となる町税の増加が必要となります。そのためには、生産人口の増加や、土地の高度利用の推進をいたしまして、個人や企業などの納税者の増加策を講じることが安定的な財源確保につながるものと考えております。

また、公債費につきましては、可能な限り償還元金を上回らない借入れを行うことといたしまして、地方債残高の縮減を図りながら、毎年度の公債費の抑制に努めてまいりたいと考えております。

第2点目の発達障害者施策についてお答えを申し上げます。

（1）の発達障害者支援センターの二市三町による広域での設置についてであります。発達障害者支援センターは、平成16年に設立いたしました発達障害者支援法に位置づけられ、地域の医療、保健、福祉、教育、雇用の関係機関と連携いたしまして、発達障害者やその家族に対する相談支援等を行う機関として、法の定めるところによりまして、県が1カ所、仙台市が2カ所設置しております。

発達障害につきましては、近年、広く認知されるようになってきた障害であり、本町では相談支援事業のひまわり、ぱれっと、つくしんぼにおいて、既に発達障害者支援センターとの連携を図りながら、支援を実施しているところでございます。

なお、県では、来年度、発達障害者支援体制の検討会を設置する予定と聞いておりますので、本町といたしましても、その動向とを見守ってまいりたいと考えております。

（2）の発達障害者に対する講習会の実施についてでございますが、障害のある方が住みなれた地域で自分らしく暮らしていくためには、地域の方々の理解、あるいは配慮が重要であります。町といたしましても、ことしの7月に、障害者に対する相互理解促進のため、講演会を開催したところであります。今後も講演会等を通じまして、発達障害を含め、障害の理解の促進が図れるように努めてまいります。

（3）の発達障害者に対する地域における生活支援、家族に対する支援についてでございますが、発達障害者の障害の状況、あるいは本人、家族が抱える問題はさまざまであります。町内にある3カ所の相談支援事業所の相談支援専門員がそれぞれのケースに合わせた、きめ細かな支援ができるように対応していただいているところであります。

（4）の発達障害者の就労支援のための関係機関との連携についてでございますが、就労支援事業としては、障害福祉サービスの就労継続支援事業や、あるいは就労移行支援事業があります。これを利用するためには、障害者福祉サービスの支給申請が必要となります。そのためにはサービス利用者が事前に相談支援事業所、あるいはハローワークで紹介された事業所での体験利用をいただいてから、申請を受け付けており、利用される方に適した就業支援を実施しているところであります。このことから、本人が継続して事業所の利用ができるように、ハローワークやサービス事業所との関係機関と連携を図っているところであります。

以上であります。

○議長（櫻井正人君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。及川智善君。

○13番（及川智善君） それでは、（1）から参ります。

1億2,000万円の予算化についてでございますが、これは契約の全体像を把握したいので、基本設計ほか、各契約項目の優先順位と契約期間を示していただきます。

お願いします。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（折笠浩幸君） 13番 及川議員の御質問にお答えします。

1億2,000万円の内容ですね。補正予算でも説明しておりますけれども、项目的には、敷地測量、地質調査、地盤分析ですね。あとは基本設計、道路測量、道路交差点基本設計、事業認定申請図書作成、こういったものが内容となっております。

優先順位という話ですが、ここは一連して全部進めるという内容であります。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） 契約期間に工期というのがあると思うんですが、その終わりの時期というのは、全部同じ時間、同じ工期竣工というか、設計、あるいは役務等になりますけれども、全部同じ時期に終わるということで解釈してよろしいんですか。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（折笠浩幸君） 御質問にお答えします。

敷地測量とか、地質調査、基本設計、道路測量、道路関係の基本設計、こちらにつきましては、基本設計を今後発注していくんですが、全て関連性があるということで、一括での発注を予定しております。工期的には、おおむね10カ月ぐらい考えていますので、平成28年10月ぐらいが工期ということで考えております。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） （1）の関連なんですけれども、地権者への説明会ということで去年の8月に27人に実施されたということなんです、反対意見はなかったというお話は聞いておりますけれども、今後、測量を、現地測量、不動産鑑定など必要、この項目でありますけれども、この用地交渉のための地権者への説明会というのはこの1回目の説明会に続いて、いつ予定されるのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（折笠浩幸君） 基本設計がある程度できた段階でこれと並行して先ほど言った事業認定、税関係の工事を受けるための申請も行いますので、これの許可、認めていただければ、用地交渉に入っていきたいということで、基本設計がある程度まとまる時期、10月、この辺が一応用地交渉のスタートできる時期なのかなと考えております。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） 用地交渉にはある程度時間がかかるのではないかとということを見積もられるんですが、平成28年10月にスタートして、27人とお聞きしていますが、この人数に対してこの交渉の期間と時期は平成28年10月ころからスタートということで、時間的にどれくらいかかるのか。間に合うのかどうか、その辺についてお伺いします。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（折笠浩幸君） 相手があることですので、そこは約束できませんけれども、こちらとしてはそれ以降に用地交渉を始めまして、基本設計など、今度実施設計に入っていきますの

で、その期間も見ながら、並行して用地交渉を進めていきたいと思っております。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） それでは、基本設計についてお伺いしますけれども、基本設計の業者選定、プロポーザル、企画提案における審査4回、審査説明、1次、2次、報告ということになっていますが、この審査員数が5人とお聞きしていますが、これは間違いはないかどうか。

それから、業者選定の着眼点というのは、どういうふうなところに狙いを定めているのか教えてください。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（折笠浩幸君） 審査の委員の数ですけれども、10名程度を想定しております。

着眼点ということですが、町入札要綱に基づきまして、それに準じた形でやっていきたいと思っております。考えております。一般的にはその施工実績等をうちのほうで想定しているような文化複合の実績があるか、あとは条件とすれば、地域限定にするか、あとそういったことですね。こまいところで行くと、あとは一般的にはちゃんとした建築士資格者がいるかどうか等々、そういったものが町の入札要綱に準じてその辺は条件にしていきたいということです。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） 10名ということなんですが、当初の計画より倍になっているんですが、これはなぜ10名ということになったのか。

それと、この審査員の方のどなたを対象にしていらっしゃるのか。学識経験者とか、そういう分類を教えてください。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（折笠浩幸君） 御質問にお答えします。

委員は5名というのを私はちょっと把握はしておりませんが。委員が5名という当初の計画ということは、私は確認はしておりませんが、少なくとも私が、ことし来たんですが、そのときからもう10名の形で考えております。ただ、予算上は、費用が発生しない委員もいますので、そういうところで5名と捉えているのか、そうなのかなと思いますけれども。

○13番（及川智善君） その内容を教えてください。

○政策課長（折笠浩幸君） 内容ですか。委員の構成としましては、今まで整備計画に携わってもらった委員長さん、あとは学識経験者ということでそういう方もいますし、あとは県の図書館の職員とか、あとは指定管理としてやっている県から紹介いただいている方とか、あとは利

用者の団体、実際に使っているそういった文化関係の団体、あとは町の職員ということで合計10名ということになっております。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） そうすると、まだ骨格だけで、誰というその背景もまだ定まっていないということに理解いたしました。

分割整備（2）について伺います。

この施設建設の積算の基礎となる基礎単価ですね。私はちょっと在籍していなかったんですが、去年の12月に吉田議員が何か質問した議事録を見ますと、15年前の近隣市町村の施設の実例単価で見積もっているみたいなんですがね。予定価格の積算のもう一つの方法である原価計算方式による積み上げ方式のほうが人件費を含めて、直近の市場価格に近い数字が出ると思われるんですね。あと、整備計画策定の経緯によれば、積算工事費の算出は委員会の中で誰が責任を持って行っているのか不明であり、この積算工事費に担保されていないと思うんですが、これについてお伺いします。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（折笠浩幸君） 御質問にお答えします。

概算表につきましては、これも説明していますように、近隣の類似施設等の単価を参考に出していると。これはあくまでも概算額であります。そのために、基本設計を今後発注しまして、その単価的な内容を精査していくという考えでおります。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） ですから、近隣の市町村というのは、何か年度の古い15年くらい前の、どこでしたっけ、やくらいと若林でしたっけね。そこのところのかなり古いのを参考にしているということなんですが、このだから、積算工事費の一番重要な部分の予定価格の積算のために、担保するため、やっぱり原価計算方式を積み上げるほうがいいと思うんですが、これをどなたがやる。それともやらないで、このまま精査しないままに今のままの15年前、あるいは10年前の近隣市町村の単価をそのまま実例単価で予算の積み上げを根拠にするということでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（折笠浩幸君） その15年前単価ということは、今、参考にしておりません。一応その当時の単価はありますけれども、今の再生計画の業務を発注しておりまして、そのコンサル

業者のほうからもその辺のもう少し詳しく出したものの単価をもって、このぐらいの単価だったらできるんじゃないかという判断で進めております。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） そうすると、その単価はもう採用していないということですね。

では、次に移りますが、分割発注と割高により全体計画を見直すべきだということなんですが、ここで、2期整備に本当に必要なんだろうかとということで、かなり心配というか、段階的整備を行うということで、町民に知らしめておりますが、800席の文化ホールを今度は2期工事でやるということになってはいますが、多賀城なんかも稼働率、御存じのように30%の前後で推移していますけれども、800席を残してどんな利用法を想定しているんでしょうか。

さらに、この17億円ですか。7月29日の全員協議会の資料によりますと、2期計画で事業費約17億円と。さらに17億円を投入するということになってはいますが、800席の文化ホールの2期目に工事をする必要性が本当にこの辺、あるのか。このまま全体計画としてやるのかどうかですね。その辺についてお伺いします。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（折笠浩幸君） お答えします。

段階的整備で、2期に800席が残ると。この辺は、当然ながら800が一応メインでありますので、その前段として第1期で400をつくると。800は例えば敬老会とか、そういった想定できる催しはあると思います。400席で何が逆にでき得るのかということになりますと、今、学校とかでやっているスクールバンドフェスティバルとか、あとは体育館を使っている河北美術展、こういったものはこの400席にすることによって、小ホールでもできるということですね。あとは、今どんどんほかの施設をいろいろ借りている事業もあります。合唱コンクール等々、こういったものも大ホールができれば町内でできるということでの考えであります。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） 800席については、今後も議論させていただきますが、今ここで結論は出ないと思いますが、今聞いた行事についても、既存の施設で十分対応できるのではないかとこのように考えております。敬老会にしても、お年寄りの方が今度文化ホールまでどうやって行くのか、団地の方々とか、あるいは遠くの方々が敬老会に行くときに、あそこの小学校の前ですか、エキサイ会病院の隣まで行くのに、どういうふうにやって交通の手段の確保も今の体育館であれば、ある程度なれたところ、それから交通の便もいいということで、利用されていると

思うんですが、その件については本当に稼働率も含めまして、精査していくべきだというふうには私は思います。

それから、小ホールの計画の件ですが、300席が400席となった理由なんですけれども、多目的ホールとするため、席数を100席ふやしたと。これは利府町の文化施設整備計画、これも平成26年9月の29ページに、これは最初から利用の目的として、なぜ多目的ホールをつくるかということの理由として、300席にするかという話について、小ホールをつくって、300席にするという話について、こういうふうに書いているんですよ。けれども、今回の議員全員協議会の資料において、300席がいきなり100席ふえたと。その理由が明確に示されていないんですね。答弁によりますと。

それから、多くの町民の方々が長い期間をかけて基本構想を練り上げたことと、300を400に急に変更になったということはどういうふうに関連づけられるんですか。この件についてお伺いします。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（折笠浩幸君） 御質問にお答えします。

まずもって、この小ホールの席数の変更、300から400ということについてでありますけれども、確かに29ページに、整備計画のほうにはあります。この計画はあくまでも一括でつくった場合に、大ホールの補完的なものということでの位置づけであります。今回分割、段階的整備にするということで、第1期分の施設の中で利用数、稼働率も上げなければならないと。現在の十符の里プラザが300席ということなんです、手狭な状況がもう続いていると。あとはわかるとおり、ただのフロアでして、300人の何か催しをするときには、パイプ椅子を並べていると。そういう状況です。そういったこともありまして、同じ規模の施設をつくるのでは、補助上も検証的にも、利用者も上がらないものは、同じものを何でつくるんですかという話にもなってくるんですね。そういったことで、今手狭な状況もクリアでき、その辺の利用促進を持てるということで、300から400に一応上げるという考えであります。このことによって、さっきも言ったように、今まで体育館でスポーツ以外のものを使っていたものが300から400にすることによって、全部が全部ではないですが、そういうものも小ホールのほうでできるようになるということで、一応そういった席数の増にしているということでもあります。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） よくわからない理由なんですけれども、要するに、補完戦略として300で準備していたけれども、多くの町民の方々が長い期間をかけて練り上げてきたのを急に300に変えたということは否めない事実だと思うんですが、ここの急激な流れがよくわからないんです。要するに、今おっしゃったのは、800席と300席のホールを準備していればよかったけれども、800席は段階整備にするので、300を400に単純にふやした、補完戦略じゃなくて、今回はその5年の間、主たるホールの会場になるので、そこを400に練り直したと。こういうことですよ。

ですけれども、そういうことであれば、400というのは、既成事実として残っていったら、段階整備であれば、800席もプラスになって、1,200席のホールを維持しなければならないと。すみ分け、使い分けをしなければならないということなんです、それでは、その800席についての席数も今後も変わる可能性があるかないか。

または、その400席になったことによって、800席との使い分けあるのかどうかお願いします。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（折笠浩幸君） この第2期の800席に変わりがないのかということですが、当然そこで、第1期で400席つくって、その利用状況も見ながら、それが足りなければその辺は考えていかなければならないと思うし、400席でも十分間に合うというのであれば、その辺はどうしてもというものではないと思うんですね。その辺は検証しながら、第2期のほうは場合によっては修正も出てくるかもしれないと考えております。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） ホールの席数については、しっかりと方針を示して、検証の裏づけをとりながら、何席にするか、これだけ後々に結局経費がかかる話ですので、しっかりと検証していただきたいというふうに思います。

それでは、（4）番を飛ばしまして、（5）番ですね。平成25年から27年まで町の予算の依存財源も悪化の原因は、町債借入の増加と、町の広報紙でみずから分析しています。今後また財政状況によっては歳入は少子高齢化で税収減、歳出は当然全国的な話ですが、社会保障の費用の増額、それからうちに至っては、公共施設等の維持改修費などにより膨らむ可能性があります。この中で、財政計画によると、地方債残高は平成26年から32年まで120億円前後で推移している。平成28年度から32年度までは基金で年度末残高は2億円程度しかございません。財政計画によりますと。これで、今計画している文化複合施設整備費の起債を精査すれば、各財政

指標が変化し、悪化が懸念されるのではないのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 財務課長。

○財務課長（小山田春彦君） 13番 及川議員の御質問にお答えします。

まず、依存財源の件についてでございますけれども、今、依存財源がふえている大きな理由は、いわゆる復興事業の復興交付金が入ってきているということです。ですから、復興事業が終了すれば、おのずとその依存財源の率が下がっていくということでございます。

それから、財政負担、いわゆる起債のほうを言われているのかなというふうに思っているんですけども、今現在、起債の残高が117億円になってございます。それで、これから文化複合を建てる上で、20億円ほど借りると。単純に計算すれば、137億円になっていくということです。そういうことを踏まえて、当然、元金の償還だったり、あるいは何度も議員から出ていますように、今後の公共施設の老朽化に伴う財政負担だとか、今はちょっと維持管理費の話なんかも出ていましたけれども、さまざまな維持管理費、そういうものを検証した中で、財政見通しを立ててございまして、その中ではきちんと財政運営をしていくことができるというふうに考えているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） 一番目の依存財源の悪化のほうには復興交付金ということだったんですが、町の広報紙はじゃあ皆さんに知らせる広報紙にはっきり言って書いていますよ。町債の借入増加と、みずから分析。あそこに平成25年も26年も27年もそういうふうな書き方になっています。やっぱり町民の方は、1年に一遍の町の予算がどういうふうになっているのかなということで、5月ごろですか、見ていると思うんですが、あそこの文言をちょっと町はじゃあ何で町債っていうのは何だろうと。町債に入っているのかと。その上にまた借金するという話が私のほうも聞かれるんですけども、その辺の表現について、これも見直すべきだと思うんですが、この辺の見解について、復興でやったよというのを本当に町民の方はわかっていないと思うんですよ、その辺についてお伺いします。

○議長（櫻井正人君） 財務課長。

○財務課長（小山田春彦君） お答えいたします。

依存財源でございますけれども、確かにふえてございます。ただ、県内市町村を見ますと、決して利府町が高いという状況ではございません。どちらかという自主財源が多くて、依存財源が少ない部類に入っております。そういうことの中で、広報紙への文言でございますけ

れども、確かに起債の償還も当然あるわけですがけれども、だからといって、その起債の償還額が急にふえてきたということではございません。ちゃんと見てもらえればわかると思うんですけれども、償還額は10億円からちょっと違うときもありますけれども、12億円ぐらいのところまで推移してございますので、それが急にはね上がっているということではございません。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） ですから、今回の文化複合施設を起債するに当たって、137億円ぐらいになるので、その辺の返済計画ですね。財政計画というか、その辺の見直しが必要であるということをお前は申し上げているのであります。

今財政は健全、宮城県内出はいいほうだという話ですが、現在でも経常収支の比率がこれ、財政課長は御存じだと思うんですけれども、財政構造の弾力性を判断する指標、平成25年度は92.1%と硬直化しているんですね。理想の数字ではないと。類似団体138団体中、114位ということで、宮城県の統計資料に書いてあります。下から数えたほうが早いと。硬直化しているということですね。また、公債費の負担比率は15.4%ということで、確かに指標については良好な部分ももちろんございます。しかし、形としては少しいびつなのかなというふうに思います。

それで、財政を健全保持しているということですが、話がちょっと戻りますけれども、プラザを児童館に改修するための見積もり金額のこの財源と定時時期について、お答え願います。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（折笠浩幸君） 十符の里プラザの改修に伴う事業費と提示できる時期ということでありますけれども、町長答弁でも申しているように、第1期計画整備を進めるのと並行して、その辺を今から検討していきますので、第1期が整備される時期、その時期と同じ時期になってくると思います。

○議長（櫻井正人君） 及川議員、プラザの件については通告に入っていないので、それ以外で質問してください。

○13番（及川智善君） 財政の関連で健全化が保持されているという点でお聞きしました。

それでは、発達障害についてに移ります。

二市三町における共同相談窓口の設置ということで、来年度発達障害支援体制検討会を設置する予定であるということですが、これまでにうちのほうとして宮城県の中にえくぼ、それから仙台市はアーチルと、両方泉区にありますけれども、発達障害専門の相談、町として、

えくぼとの連携、それから利府町の発達障害の登録者数とか、相談件数は把握しているのかどうかお伺いします。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） 及川議員の再質問にお答えをいたします。

まず、えくぼとの連携ということでございますが、宮城県内の市町村の指導的役割を果たすということで、市町村職員の研修、そういったものを開催していただいていることもございます。町のほうでも出席のほうはさせていただいております。そのほか、管内の相談事業所の主幹的な役割のほうを果たしております、当然利府町のケースも相談に行っているものというふうには考えておりますが、実際の人数等のほうについては、情報提供はいただいておりますので、把握のほうはしておりません。

ただ、発達障害の方につきましては、えくぼ以外にも、利府町にございます相談支援事業所のほうで相談のほうはさせていただいているところでございます。宮城県の社会福祉協議会で設置しております事業所、それと利府町の社会福祉協議会で設置しておりますひまわり等でも発達相談の相談件数というのは数件あるということは、こちらのほうでも承知しているところでございます。

それと、発達支援の対象人数ということなんですけれども、発達障害につきましては、手帳は身体障害者手帳、あるいは療育手帳、精神保健手帳ということで、障害としては3障害に区分されるかと思えます。発達障害につきましては、そのうちのどちらかといいますと、療育手帳の分野だったり、精神保健手帳の分野だったりということで、その方の発達障害と複合的な障害によって手帳の種類とかが分かれておりますので、発達障害だけで把握している人数というのは、こちらのほうにはございませんが、おおむね、発達障害じゃないかということで支援しているケースということで、拾ったケースといたしましては、大人、者のケースで、今現在支援しているケースが13人、あとはお子さんですと60人程度がそういった発達障害が複合的に持っている方ではないかということで把握している人数となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 及川智善議員。

○13番（及川智善君） えくぼの相談実績、古い資料なんですけれども、年間で大体1,300件ほどあるということなんです。えくぼというのは、御存じのように、金曜日、日曜日、祝日、お休みなんです、相談窓口が。なかなかさつきも冒頭で申し上げましたとおり、相談にたどり着

くまでに大変であるということでございます。1,300件のうち、半分以上、19歳以上の大人ということもえくぼのほうから伺っております。なかなか発達障害の方は、お子さん、あるいは幼児の方が多いという認識が多いと思われませんが、大人になってから、気づく方もいらっしゃるということでございます。ですから、この大人の方たちにも声がけというか、そういうことをしていただくために、いろいろそういうふうな窓口をつくったほうがいいのではないかとということで、御提言を申し上げます。確かにひまわり、ぱれっと、つくしんぼについては、障害者の方の相談支援ということは応じておりますが、専門の方というのはなかなかいらっしゃいませんよね。例えば言葉の心配であれば、臨床心理士や言語聴覚士、体の不自由などであれば、作業療法士や理学療法士などそういう方たちがなかなかその相談支援センターにはいらっしゃらないんじゃないかなというふうに思いますが、そのために、そういう専門の窓口をつくっていただいて、二市三町に働きかけて雇用の創出も兼ねて、動いていただきたいと思うんですが、この辺についてはどうでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） 再質問にお答えいたします。

確かに御指摘のように、現在、町内にございます相談支援事業所には、そういった専門の職員は在駐をしておりますが、ある一定の期間、そういった福祉に従事をして、相談支援専門員としての専門的な研修も受けた上で、相談に当たっている相談支援専門員という者が実際に相談に当たっているところでございます。今のところは県のほうに発達相談支援センターにつきましては1カ所設置をするということで決まっているところでございます。県もそういったことを踏まえて、今後発達相談の支援について検討していくということでございましたので、町としてもそういった動向は見守っていきたいというふうに考えております。

一方、者につきましては、そうなのですが、児、子供につきましては、町のほうで独自にそういった専門員を設置した相談のほうも設けて、子供たちのほうにつきましては、専門的に相談支援のほうは実施している状況となっているところでございます。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） えくぼは出張とか、研修会の実施をしているんですが、気仙沼、あるいは石巻、栗原、登米、大崎、仙南など、この6地区には、出張でえくぼのほうで行っているということでございますが、その専門の要するに相談を受けた経験豊富な、あるいは専門的知識

を持った方が対応して、そういう発達障害の方のいろいろな意味で、悩む方の支えになっているということでございます。だから、残念ながら利府、塩釜地区には出張という制度がもちろん近いので、ありません。でも、さっき言ったように、その1カ所に、宮城県の相談所1カ所なものですから、なかなか相談に行けないという現状もでございます。この辺のジレンマをただすために、必要であるということだと思えます。窓口だけでも必要ではないかなというふうに思っております。

それで、発達障害の方のお話になりますと、教育関係のほうもお尋ねしたいんですが、発達障害のほうで。過去に利府町在住の方が言葉の教室というところに三十数名通っておいしましたが、現在でも幼児対象、あるいは小学校に通っていらっしゃいますか、その実績についてお尋ねします。これ、（3）の関連です。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（小幡純一君） 13番 及川議員の御質問にお答えいたします。

多分言葉の教室だと思いますが、現在、しらかし台小学校のほうで児童を対象といたしまして実施しております。平成26年度の対象児童につきましては、たしか45名と記憶しております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 及川議員、質問する前は、順番か、それともそれを抜くか、一応示してから質問してください。及川智善君。

○13番（及川智善君） それでは、（3）のお話なんです、これは個々のケースによるということなんです、当然、そのとおりだと思いますが、過去の具体策というか、個々の具体策というのは、法律で3条のほうに定めはありますけれども、特に発達障害に対しての生活支援、家族に対する支援についての具体策というのは個々のケースに対応するというお答えなんです、特にお考えということはございませんか。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） 再質問にお答えいたします。

家族等に対する個々の支援ということですが、御質問にもございますように、それぞれの家族のニーズというのは、異なっております。就労に対する悩みであったり、進路に対する悩みであったりということで、それぞれに応じた相談内容につきましては、町内の支援事業所のほうで実際に御相談のほうをいただいております、適切な対応ができていますものというふうに現在のところは考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） それでは、（4）のほうに移ります。

発達障害者の就労支援のための連携についてでございますが、町内のサービス事業所は、何カ所あって、その分別、A型、B型、就労移行の別のあるのかお尋ねします。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答えいたします。

町内の訓練等の給付を受けられる就労事業所でございますが、就労移行支援事業所が1カ所、A型と言われる就労継続支援事業所が1カ所、B型が3カ所となっているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） 全部で5カ所ということで、これはそれぞれ1カ所ずつということではなくて、町内のサービス事業所は3カ所ということでよろしいんですかね。その中にA型、B型、就労移行という今の答弁は、そういう意味ですか。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答えいたします。

事業所数としては、1カ所で2つの事業をやっているところがございますので、数といたしまして4カ所の事業所というふうになっているところでございます。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） 就労移行のコースがあるサービス事業所が少ないということなんですが、1カ所ということで。ここに支援学校がございますが、ここからB型が3カ所ございますが、B型にすぐには行けないというふうに総合支援法が改正になって、B型事業所のほうに卒業後すぐに行けないようになっている。就労移行を通してからということで、そういう制度になっておりますが、これの就労移行のこのコースを、あるいはこのサービス事業を今4カ所しかございませんけれども、町としてこれを拡充していくという方向性は考えておるんでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） 再質問にお答えいたします。

障害の訓練等の給付サービス事業所につきましては、現在は4カ所になっておりますけれども、やはり民間主導型で民間の事業所がそれぞれサービスを提供するというのが今は主流にな

ってきているところでございます。町としての需要の関係につきましては、今のところ御本人が希望される就労形態、あるいはサービス形態が町内には4カ所なんですけど、他市町村のサービス事業所も利用できている状況でございますので、十分提供ができていないものではないかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） それぞれに、このサービス事業所、町としてどれだけの方が一般企業に就職の状況等を把握、達成率というんですか、されていますか。就職の状況、事業所の障害者の方の一般企業等への就職状況を把握されていますでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答え申し上げます。

申しわけございません。具体的な数字はちょっときょう持ち合わせておりませんので、後日確認をした上でお知らせをさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） もちろん民間の企業でございますので、その辺は把握はなかなか難しいかもしれませんが、町としてやはり、障害者の方のために、就労支援のサポートをしていくという意味では、その就職等について、関係していくということは大変重要ではないかというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（櫻井正人君） 以上で、13番 及川智善君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時15分とします。

午前11時04分 休憩

---

午前11時14分 再開

○議長（櫻井正人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番 西澤文久君の一般質問の発言を許します。西澤文久君。

〔2番 西澤文久君 登壇〕

○2番（西澤文久君） 2番 公明党の西澤文久でございます。

今定例会には、2点について通告しております通告順に御質問をいたしますので、よろしくお願いいたします。

初めに、1、公共交通対策について伺います。

利府町総合計画に公共交通の充実の中で、本町では、既存のバスルートを補完し、公共交通空白地を解消するために、町民バスを運行しておりますが、子供や高齢者などの交通弱者のみならず、町民の利便性と福祉の向上を図るため、利用動向を的確に把握し、円滑で、適正な快適な移動が可能になるよう、新たな路線の設置など、さらなる充実が求められています。

鉄道輸送については、運行本数の増便や、最終電車の運転時刻の繰り下げが求められていますが、県道、利府、岩切停車場線の開通などにより、利府駅の利用者が減少しています。このため、公共交通の利便性の改善や活性化に努め、利用者の増加を図るとともに、利府線の増便や、バス、交通との円滑な接続について、今後ともJRやバス運行事業者と協議、調整を図っていくことが必要となっています。とあります。路線バスの減便により、通勤、通学、交通弱者対策としての公共交通の大切さが議会でも何度か取り上げられている重要な課題になっております。

また、葉山地区、赤沼地区は、平成23年9月に、町民バスの運行が廃止になり、翌月10月に、宮城交通の路線バスに切りかわりました。ことしの10月で4年になりますが、陸前浜田駅から利府駅までの乗車利用数は1日平均53人、月で1,127人、土曜、日曜、祝日では、1日平均28人、月245人です。また、日中も3人から5人の状態で、どうしても宮交バスの場合は、乗客が多い少ないということで、最終的に業績が上がらないバスについては、減便の対象になるのではないのでしょうか。確かに葉山、赤沼地区路線の負担金が毎回かなり大きな金額になっていることは理解しております。また、町民バスになると、乗れる人数とか、時間がかかりかかることで、本数が少なくなるという欠点も出てきます。その辺の乗降客の移り変わり等を見なければ、町民バスをふやすにしても、葉山、赤沼方面の問題だけではなく、町全体を見きわめ、取り組む課題ではないのでしょうか。

交通対策については、葉山の住民の方も私立高校に通っている子供たちは、土曜の普通授業のため、平日の6時55分が土曜日は8時5分しかないため、親が駅まで送っている状態です。少人数ではありますが、非常に困っております。

本年3月の定例会で、町長答弁の中で、「宮交バスが運行している葉山、赤沼線については、路線バスに切りかえて運行するよう、宮交バスからも要望されており、現在2路線で運行して

いる町民バスについて、葉山、赤沼路線を含め、3路線の見直しをすることを検討しているところである」と答弁しております。町民バスに切りかえ、2路線、3路線にふやして路線バスが減便になっている地区に回すことで、公共交通の利便性の改善や、活性化に努めることになると思います。

そこで、次の2点について伺います。

（1）町民バスの利用促進について町はどのように取り組むか伺います。

（2）葉山、赤沼地区への町民バス運行路線について、町はどのように考えているのか伺います。

次に、大きな2番、ごみ捨て、犬、猫ふん対策について伺います。

町の道路や公園などに空き缶やたばこの吸殻などのごみが捨てられたり、犬、猫のふんが放置されている。町の美観が損なわれるだけではなく、衛生面において問題になっている場所が多くあります。各地区の住民から苦情も寄せられております。その一番の問題は、ポイ捨てもそうですが、悩まされるのが犬のふんの対策です。特に、通学路、子供たちが歩くところに犬のふんが処理されず、放置されたままです。犬を飼われている方のマナーを認識に対して、とても理解できません。特にひどい方は、看板の前に平気でふんをさせたまま、散歩をされている。そういう常識のない光景をたまに見ることがあります。また、住民の方がきれいにつくった花壇に犬が入り、ふんをして、花を後ろ足で蹴散らして、めちゃめちゃにされたという苦情も来ております。そういう方にマナーを認識していただくために、看板も見ない、チラシも見ないという状況であれば、どうすれば理解してくれるのか、当然、犬ですので、動物病院にかかることもあると思います。病院では、マナーアップのパンフレットなどの指導はしていると思います。が、浸透していないのが実情ではないでしょうか。

そこで、次の点について、（1）本町における迷惑防止の取り組みについてどう進めていくのか対策を伺います。

以上です。

○議長（櫻井正人君） ただいまの質問について当局答弁願います。1、公共交通対策について、2、ごみ捨て、犬猫ふん対策について、いずれも町長。

○町長（鈴木勝雄君） 2番 西澤文久議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず第1点目の公共交通対策についてでございますが、（1）の町民バスの利用促進のための取り組みについてのお尋ねであります。

御承知のとおり、町民バスは、平成11年の10月に東部路線の運行を開始いたしまして、翌年の平成12年12月には西武路線の運行を開始いたしております。町内の公共交通空白地域を解消する町民の足として、運行しているところでございます。運行に当たりましては、バスに親しみと愛着を持っていただくように、町内の小中学生からのデザインを募集しまして、そしてラッピング、あるいは高齢者の方々にも楽に乗降できるノンステップバスを採用するなど、利便性の向上を図ってまいりました。

また、平成22年10月からは、バス運賃を200円から100円に減額いたしまして、より乗りやすい町民バスとして利用促進に努めてまいりました。今後も町民の皆様が親しまれ、愛される町民バスとして鉄道や他の路線バスとのアクセスの向上を図りながら、利用促進につなげてまいりたいと考えております。

（2）番の葉山、赤沼地区への町民バスの運行についてでございますが、この問題につきましては、遠藤議員、高久議員からの御質問に答弁いたしましたが、現在、宮交バスが運行している葉山、赤沼線を含めた町民バスの路線の再編について、調査を進めているところでありますので、御理解をお願いしたいと思います。

次に、2点目のごみ捨て、犬猫ふん対策についてでございます。

まず、このごみ、ふんの対策といたしましては、現在、広報紙に定期的に不法投棄、あるいはペットの飼い方のマナーを掲載いたしまして、周知に努めているほか、町内会や住民の皆様からの要望によりまして、注意看板の設置、啓発、チラシの回覧など、喚起を促しているところでございます。さらに、町内会の自主的な活動によって、公園、道路等の清掃活動等の取り組みや、環境美化推進の皆様からは、集積所の巡回の際、発見した不法投棄などの情報提供など、住みよい環境づくりに多くの町民の皆様が寄与していただいているところでございます。

また、個別の犬猫のふん対策といたしましては、さきに申し上げましたとおり、広報紙での周知、あるいは毎年実施しております狂犬病予防注射の際のマナーアップのパンフレットの配布などによって、啓発をしているところでございます。

これらの問題につきましては、社会のマナーとして恥じるべき行為でありまして、個々のモラルの問題として考えております。今後も町民の皆様に対しまして、このマナーアップの啓発を行いまして、生活環境の向上を図っていきますので、御理解をお願いを申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） ただいまの答弁に対し、西澤文久君の再質問の発言を許します。西澤文久君。

○2番（西澤文久君） 公共交通対策についてとごみ捨て、犬猫ふん対策について、再質問をいたします。

まず1番目、公共交通対策について再質問をいたします。

宮交バス菅谷青葉台線、6時32分利府駅着で、JR利府駅発仙台行き6時39分と宮交バス菅谷青葉台線6時46分利府駅着で、JR利府駅発仙台行き7時1分が、平成27年3月13日まで利用していたバスが、平成27年3月14日からバス減便により、2本のバスに乗れなくなりました。今まで通勤で利用していたバスが宮交バス運転手が退職のため、減便では、住民が非常に困っております。やはりデマンド交通システム導入とか、町民バスで対応していかなければ、この問題は大変難しいのではないのでしょうか。

そこで、次の点について再質問いたします。

再編の調査の中で、団地内へ路線バスの時間帯外での乗り入れは考えられないでしょうか伺います。

2番目、ごみ捨て、犬猫ふん対策について再質問いたします。

私が青葉の小学校に向かう途中、私の前を走っていたワゴン車が、火のついたたばこを社内から捨てるのを確認しました。また、葉山団地では、やはり私の前を走っていた乗用車が灰皿を取り出し、吸殻を捨て、ビニールの袋に入ったごみを社内から捨てるのを確認し、追いかけたのですが、見失いました。車で町を走っていると、道路脇の植栽の上に空き缶や、雑誌、そしてビニール袋に入ったごみが捨てられています。やはり、モラルの問題になってきますが、モラルについて、イギリスの歴史家アーノルド・トリンビュー博士が「国が滅びるのは戦争によってではない。天変地異でもなければ、経済的破綻によってでもない。それは国民のモラル、道徳です。モラル、士気が失われたとき、その国は滅びる。」とっております。これは、本町だけではなく、全国的な問題でもあります。既にごみに対して、本町では、環境美化の促進に関する条例ということで、町民の皆様の責務としてみずから生じたごみは持ち帰ることとみだりにごみを捨ててはならないことで、この条例を定めております。犬猫ふんについては、まだ定めておりません。

そこで、次の点について再質問いたします。

1、迷惑防止に取り組むために、犬猫等において町独自の条例を制定し、取り締まるべきで

はないでしょうか。考えを伺います。

以上です。

○議長（櫻井正人君） ただいまの質問について、当局、答弁を願います。

質問事項の1について、政策課長。

○政策課長（折笠浩幸君） 2番 西澤議員の再質問にお答えいたします。

質問のありました宮交バスの菅谷青葉台線、朝2便の減便に伴いまして、JR利府駅発列車へのアクセス改善ということでの御質問であります。議員御質問に、ことし3月のJRのダイヤ改正に合わせて、宮交バスのダイヤ改正もあったということで、議員から御質問いただいた菅谷青葉台線、これを初めとした各路線において、運転手不足の理由からやむを得ず減便となったという状況であります。これらの交通体系見直しの中で、全体的に検討するのはもちろんでありますけれども、当面、町としましては、この宮交バスのこの路線に限らず、特に朝夕の通勤通学の時間帯での減便につきましては、できるだけ早く以前の運行再開が早期にされるよう、強く要望を行っているところであります。

宮交バスにおきましては、運転手募集のほうにもかなり力を入れているという話も伺っております。運転手不足が解消されれば、すぐにでも以前の運行を再開したいという話も受けております。こんな状況から町としましては、今後も機会あるごとに、この早期の再開がされるよう継続して、強く要望を行っていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 質問事項の2について、生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） 2番 西澤文久議員の再質問にお答え申し上げます。

犬猫等において、町独自の条例制定についてでございますが。現在、本町では、町内会の自主的な清掃活動、または環境美化推進委員の皆様の協力をいただきながら、環境美化の推進に努めているところでございます。

御質問の犬猫においての条例制定につきましては、飼い主を特定することによる地域コミュニティの問題発覚、または罰則の有無による強制力の問題など、さまざまな課題が考えられると思いますので、先ほど町長が申し上げましたとおり、個々のモラルの問題として考えておりますので、条例制定に至るものではなく、マナーアップの啓発を行い、生活環境の向上を図っていきたいと思っているところでございます。

以上です。

○議長（櫻井正人君） ただいまの答弁に対し、西澤文久君の再々質問の発言を許します。西澤文久君。

○2番（西澤文久君） ごみ捨て、犬猫ふん対策について再々質問をいたします。

道路法国土交通省の中に、第4章道路の保全と（道路に関する危険行為）、第43条では、何人も道路に関し左に掲げる行為をしてはならない。ということで、1、みだりに道路を損傷し、また、汚損すること。

2、第100条、次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役また50万円以下の罰金に処する。

3、第43条の規定に違反した者とあります。

既に、岩沼市、福島県の郡山市、田村市、全国を見ても40市町が制定されております。

そこで、次の点について伺います。

犬猫等の放置の防止に関する条例の考えはないのか、再々質問をいたします。

○議長（櫻井正人君） ただいまの質問について、当局答弁願います。生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） 西澤議員の再々質問にお答え申し上げます。

犬猫等の放置の防止に関する条例の考えについてでございますが、さまざまな考えが考えられると思いますので、先ほど町長が申し上げましたとおり、個々のモラルの問題として考えておりますので、条例化に至るものではなく、マナーアップの啓発を行い、生活環境の向上を図っていきたいと思っておりますのでございます。

以上です。

○2番（西澤文久君） 終わります。

○議長（櫻井正人君） 以上で、2番 西澤文久君の一般質問を終わります。

---

### 日程第3 委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（櫻井正人君） 日程第3、**委員会の閉会中の継続調査の件**を議題とします。

総務財務常任委員長、産業建設常任委員長、教育民生常任委員長、議会運営委員長並びに議会広報常任委員長から、目下調査中の事件について、会議規則第70条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成27年9月利府町議会定例会を閉会します。

議員の皆さん、当局の皆さん、御苦勞さまでございました。

午前11時39分 閉会

---

上記会議の経過は、事務局長阿部善男が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

平成27年10月9日

議 長

署名議員

署名議員